

## 点検評価表（外郭団体）

### I 団体の概要

（令和2年4月1日現在）

団体名	一般財団法人三保松原保全研究所		
所在地	静岡市清水区折戸3丁目20番1号	設立年月日	令和元年6月3日
代表者	代表理事 後藤 康雄	県所管課	経済産業部森林整備課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
団体の沿革	令和元年6月 設立 令和2年4月 静岡市清水区三保から現所在地へ移転		
運営する施設	-		
団体ホームページ	※作成中		

出資者(拠出金)	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	3,000	20.0
静岡市	3,000	20.0
はごろもフーズ(株)	3,000	20.0
鈴與(株)	3,000	20.0
(株)清水銀行	3,000	20.0
基本財産(資本金) 計	15,000	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	0	常勤職員	4
うち県OB	0	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	1
非常勤役員	6	非常勤職員	2
役員計	6	職員計	6

### II 点検評価（団体の必要性）

#### 1 団体の設立目的（定款）

三保松原をはじめとする海岸保安林、森林、都市公園林、街路樹、名木等緑化樹木の樹勢回復技術及び緑化樹木の保全活動を積極的に推進する。そのため、公民各々の主体が相互に信頼し、話し合い、それぞれの考え、役割、活動を尊重し、最新技術を取り入れながら、知見を高め、蓄積し、水平的協働事業を継続的に実施する。これらの活動、事業を通じて豊かな自然環境がもたらす都市環境への好循環を科学し、環境教育を通して人々の心身の健全化と地域社会へ貢献することを目的とする。

#### 2 団体が果たすべき使命・役割

世界文化遺産「富士山」の構成資産である“三保松原”の松、松原の風景をしっかりと守り、次の世代に引き継いでいくため、三保において積み重ねられてきた伝統を受け継ぎ、様々な形で行われている保全活動の効果を高めるための専門的・技術的なサポートを行う。さらに日本全国の同様の悩みを持つ地域に、団体が蓄積していく知見や活動を広げていく。

#### 3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ	県は平成26年度に、「三保松原の松林保全技術会議」から提言された「三保松原の松林保全に向けた提言書」に基づき、“松林を守り、育て活かす仕組みづくり”や“マツの生育環境の改善”、“マツ材線虫病の早期微害化”などに県と静岡市が連携して平成27年度から取り組んできた。この結果、マツ材線虫病の早期微害化や羽衣の松や老齢木の樹勢は回復が図られてきている。また、“松林を守り、育て活かす仕組みづくり”として、より多くの地域の人々が、松林に関心を持ち、継続して保全活動に積極的ににかかわり、三保松原の松林を守り、育て、活かし次世代に継承していくための拠点となる組織として令和元年6月に団体が設立された。
行政施策と団体活動との関係(役割分担)	県と静岡市が設置した「三保松原保全実行委員会」で決定された松林保全・活用方針に従い、団体は、市から松林保全業務のアウトソーシングとして事業を受注するとともに、市に対し、保全に関する技術提案や協働に関する技術的サポートを行う。
民間企業や他の団体との関係(役割分担)	静岡市三保松原文化創造センター(みほしるべ)は、三保において地域等との連携の窓口や活動支援等を担い、財団は実際に保全活動を行う保全活動団体・住民に対し、技術的対話や意見交換等を通じその活動を支援していく。財団は三保松原文化創造センター、保全活動団体・住民とともに三保松原の松林保全活動のプラットフォームの一端を担う。

#### 4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R1決算	R2予算
県委託	三保松原保全地域連携モデル確立事業	松原保全のための市民・行政など水平的連携モデルの試行的実施、松林保全管理システムの普及・活用を進めるための講習会等の実施	2,783	2,400
市町委託	三保松原保全業務委託	松原保全のためのマツ材線虫防除、老齢大木の樹勢回復、危険木対応、景観改善、森林管理、情報発信等の実施	80,257	84,471
自主事業	その他事業	松原フォーラム交流会参加者からの会費収入	137	0
合 計			83,177	86,871

#### 5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H29	H30	R1	評価	
マツ材線虫病被害木 (本/ha) ※集計 6/1～翌年5/31	1本/ha以下 0.71本/ha	1本/ha以下 0.65本/ha	1本/ha以下 0.77本/ha	A	1本/ha以下 ( R6 )
市・県委託業務の執行率 (%:執行件数/発注件数)	-	-	100%	A	100%
			100%(6件/6件)		( - )
					( )
					( )

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

#### 6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	予定されていた事業は全て執行することができた。 マツ材線虫病被害木が前年度に比べ微増となったが、令和元年度は年間通して気温が高く推移し、特に夏季の著しい高温の影響により被害が増加したものと想定される。 (高温・少雨の年は被害が増加傾向となる)	○	三保松原のマツ材線虫病の微害化や老齢大木の樹勢回復などの松林保全の実務を担い、目標値を達成した。 また、地域住民や地元の小学校、造園業者等を対象にした松林保全に関する指導や、地域の松林管理作業に参加する等、地域と行政が協働していく上で重要な役割を果たした。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	市から松林保全業務のアウトソーシングとして事業を受注・執行し、施工業者への技術講習会の開催や市への提案書の提出、地域住民を対象とした松原管理に関する説明会など、保全技術の向上、技術提案や協働に関する技術的サポートを行うことができ、当団体に求められる役割は果たすことができた。 今後は、より効果的・効率的な実施を進めていく。	○	設立初年度であったが、三保松原の松林保全業務及び地域住民等を対象にした松林保全に関する講習会を実施するなど、富士山世界文化遺産の構成資産である三保松原の松林保全を適切・確実に進めていく上で必要な団体である。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		
-		
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

### Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

#### 1 財務状況

（単位：千円）

区 分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	評価	備考(特別な要因)
健全性指標	単年度収支 (d-h)		31,859	A	
	経常損益 (a+b-e-f)		31,859	A	
	公益目的事業会計		0	—	
	収益事業等会計		26,655	—	
	法人会計		5,204	—	
	剰余金		14,738	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区 分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	主な増減理由等	R2 予算	
資産の状況	資産		80,543		-	
	流動資産		79,207		-	
	固定資産		1,336		-	
	負債		50,805		-	
	流動負債		50,805		-	
	固定負債		0		-	
	正味財産/純資産		29,738		-	
	基本財産/資本金		15,000		-	
収支の状況	剰余金等		14,738		-	
	運用財産		0		-	
	収入	事業収益 (a)		92,037		86,871
		うち県支出額 (県支出額/事業収益)		2,783 (3.0%)		2,400 (2.8%)
		事業外収益 (b)		15,000		17,000
	うち基本財産運用益		0		0	
	特別収益 (c)	うち基本金取崩額		0		0
		収入計 (d=a+b+c)		107,037		103,871
		支出	事業費用 (e)		75,178	
	うち人件費 (人件費/事業費用)			45,145 (60.1%)		14,180 (13.1%)
	事業外費用 (f)			0		0
	特別損失 (g)			0		0
支出計 (h=e+f+g)			75,178		107,902	
収支差 (d-h)			31,859		(4,031)	

## 2 経営改善の取組の実施状況と評価

設立初年度のため前年度比較はできないが、令和元年度は約3,000万円の純利益(ただし運用不可の設立時拠出金1,500万円を含むため、実質1,500万円)を出しており、収益上の問題はない。利益は主に予定されていた受託事業の執行と、その仕入れ額を抑えられたことで生じたが、財団の実施体制が整うのが7月と遅れ、実施体制の構築と受託事業の執行を優先したため、予定された職員研修や研究開発が十分実施できなかった結果、支出が抑えられた。

## 3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

--

## 4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	財団存続に必要な利益は出ており、収益上は問題ない。財団の実施体制が整うのが7月にずれ込んだことから市からの発注も遅れ気味となり、発注執行に追われる形となったが、予定の業務はほぼ実施できた。しかし、受託事業を優先したことで、職員研修や調査研究を十分行うことができなかった。	○	令和元年度の経常損益は黒字となっており、経営の健全性が認められる。現在の主な収入は行政からの事業受託費や補助金であるため、将来的には収益事業等の実施による自主財源の確保も考えていく必要があると思われる。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

## 5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		
-		
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

## IV 改善に向けた今後の方針

### 1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>①委託事業による松原保全の適格な実施。これを通じた財団と地域事業者の技術力の向上。            ②財団の研究開発能力、教育研修力の向上。            ③水平的協働による松原保全活動への支援。</p>	<p>水平的協働による保全活動が円滑に行われるように基盤作りを強化するとともに、松林保全の技術やノウハウを蓄積し地域住民や保全活動団体に対し継続的に支援していくことが求められる。</p>

### 2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>1 業務執行体制の改善            ①事務局体制            ・事務局長常勤化、会計管理事務強化            ②事務局の技術力向上            ・品質管理能力の強化(森林認証の取得等)            ・施工方法の改良・開発            ③発注体制の明確化            ・市発注保全業務の設計・施工監理等の支援            ・樹木医との技術提携            2 地域企業の育成(研修・技術指導の実施)            3 事務所の移転(東海大学清水キャンパスへ)            4 東海大学との共同研究の実施            5 水平的協働の改善(地域の活動支援強化)</p>	<p>今年度は、設立2年目になるので、業務執行体制の確立と職員の技術力の向上を図っていく必要がある。            また、地域との連携を強化し、行政を含めた協働を促進していく必要がある。</p>

## V 組織体制及び県の関与

### 1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H29	H30	R1	R2	備考(増減理由等)
常勤役員数			0	0	
うち県OB			0	0	
うち県派遣			0	0	
常勤職員数			3	4	事務局長の常勤化による増加
うち県OB			0	0	
うち県派遣			1	1	
県支出額			5,783	2,490	
補助金			0	0	
委託金			2,783	2,490	
その他			3,000	0	
県からの借入金			0	0	
県が債務保証等を付した債務残高			0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

### 2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	出資団体により役員が構成され、必要最低限の組織体制となっている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	-	常勤の県職役員なし
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	技術的支援として、必要最低限である1名を派遣

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

### 3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	三保松原の保全については静岡市と当団体が進め、県は技術的支援を行うこととなっており、技術職員の派遣は必要性が認められる。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	当団体は三保松原の保全について、公民各々の主体が水平的協働を継続的に実施していく為の重要な役割を担っているため、拠出金及び委託金を支出する必要性・有効性は認められる。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

## VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

### 1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	-	-		
利用者等意見交換会	○	-	地元説明会(設立時に2回)	・設立当初であるので、保全業務の執行を確実に行うことに注力すべき ・契約方法・執行体制の詳細説明が必要、など
その他 ( 評議員会 )	-	-	定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 地元自治会連合会長、静岡経済同友会、静岡商工会議所から評議員を迎えている。 令和元年度は設立初年度のため開催していない。	-

○:実施している／公表している    -:実施していない／公表していない

### 2 事業やサービスの見直し例

事務局体制の強化として、非常勤だった事務局長を常勤とし、会計管理事務を強化するため会計事務所と契約した。また、事務局の技術力向上として、森林認証の取得等により品質管理能力を強化する。  
東海大学清水キャンパスへ事務所を移転し、東海大学との共同研究を実施する。  
地域の保全活動支援のための自主事業を創設し、水平的協働を改善する。